

平成31年度

上海府地区町づくり推進委員会総会 議 案 書



と き：平成31年4月20日（土） 午後2時00分～

ところ：海府ふれあい広場

上海府地区町づくり推進委員会

(目 次)

上海府地区町づくり推進委員会総会次第	1
--------------------	---

(報告事項)

報告第1号	平成30年度上海府地区町づくり推進委員会事業報告	2 ~ 14
報告第2号	平成30年度上海府地区町づくり推進委員会決算報告	15 ~ 20

(議 題)

第1号議案	上海府地区町づくり推進委員会会則の改正について	21 ~ 29
第2号議案	平成31年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画(案)について	30 ~ 39
第3号議案	平成31年度上海府地区町づくり推進委員会予算(案)について	40 ~ 42

(資 料)

①平成31年度上海府地区町づくり推進委員会役員・理事等名簿	43
②上海府地区町づくり推進委員会会則	44 ~ 49
③上海府地区町づくり推進委員会組織図	50
④第2次上海府地域まちづくり計画	51 ~ 55

上海府地区町づくり推進委員会総会次第

と き：平成３１年４月２０日（土）

ところ：海府ふれあい広場

１．開 会

２．出席代議員数報告

３．上海府地区町づくり推進委員会会長あいさつ

４．議長、議事録署名者の選出

５．報告事項

（１）報告第１号 平成３０年度上海府地区町づくり推進委員会事業報告

（２）報告第２号 平成３０年度上海府地区町づくり推進委員会決算報告

６．議 題

（１）第１号議案 上海府地区町づくり推進委員会会則改正について

（２）第２号議案 平成３１年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画（案）について

（３）第３号議案 平成３１年度上海府地区町づくり推進委員会予算（案）について

７．議長退任

８．閉 会 （上海府地区町づくり推進委員会副会長）

報告第1号

平成30年度上海府地区町づくり推進委員会事業報告

平成30年度上海府地区町づくり推進委員会事業について別紙のとおり報告します。

平成31年 4月20日 報 告
上海府地区町づくり推進委員会会長 片野 高義

平成31年 4月 日 承 認
上海府地区町づくり推進委員会総会議長

平成30年度 上海府地区町づくり推進委員会事業報告

1. 環境を活かしたまちづくり（環境安全部会）

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
①防災対策助成事業及び避難訓練の実施 【継続】	通 年	上海府地区内の集落及び消防団、自衛団、地区住民一般	高齢者にも配慮した災害時の避難路整備および住民の円滑な避難に必要な用具を整備するため、「防災対策助成金支給の基準」に基づき、1集落5万円を上限として、資材・用具を購入し配備しました。 なお、8月26日(日)に予定されていた市防災訓練は、市内に大雨・洪水警報が発令されていたため中止となり、これに伴い、地域の避難訓練も中止となりました。 (各集落の整備品) 岩ヶ崎：ポータブル水洗トイレ1台、簡易テント1張他 大月・野潟：テント(名入れ)各1張 間島：コンパクトブランケット28枚、マジックライス五目ご飯(50食入)2箱 柏尾：ワンタッチテント1張他 吉浦：非常用保温アルミシート50個 早川：災害多人数用救急箱1個 馬下：非常食セット2個、保存水2ケース	 ポータブル水洗トイレ（岩ヶ崎区）  災害多人数用救急箱（早川区）

②救急法講習会 【継続】	7月9日 (月) 7月10日 (火) 7月21日 (土)	地区住民一般	講習会の開催を希望する集落へ出向き、熱中症対策等についての講習会を開催しました。 講師として、消防本部の和田、近藤、横井の各氏にお出でいただきました。 ・実施集落は以下のとおり。 (いずれも集落公民館で実施) 大月：7/9(月) 9:55～10:50 19名参加 熱中症対策 野潟：7/10(火) 19:00～20:05 10名参加 AED 及び熱中症関連 早川：7/21(土) 19:00～20:07 19名参加 熱中症対策、脳梗塞の対応、AED 及び心臓マッサージ	 大月区での講習会  野潟区での講習会
③花いっぱい運動 【継続】	通 年	上海府地区内の集落 公共施設	上海府地区の環境美化や景観向上のため、道路脇花壇への植栽や、公共スペースへの花プランター設置に取り組む集落や公共施設に対して花苗や肥料などを支給しました。	柏尾区：花苗 100 株、腐葉土 2 袋 早川区：花苗 150 株、肥料 2 袋 馬下区：花苗 50 株、肥料 1 袋 上海府小学校：花苗 36 株、培養土 4 袋 ゆきわり荘：花苗 50 株、土 5 袋 コミュニティセンター：花苗 22 株、油かす 1 袋 土 5 袋

④公共スペースなどの 草刈り作業 【継続】	通 年	上海府地区内 の集落	上海府地区の環境美化や景観向上のため、道路や公園など公共スペースの草刈り作業を行う集落に対し、草刈機用の混合油を支給しました。	
⑤海岸の清掃活動 【継続】	通 年	上海府地区内 の集落ほか	上海府地区の環境美化や景観向上のため、海岸清掃に取り組む集落に対し、清掃に必要な消耗品（ゴミ袋）を支給しました。 県の「うるおいの郷土はぐくみ事業」を利用し、消耗品（ゴミ袋）の支給を受けました。	
⑥集落内環境整備事業 【継続】	通 年	上海府地区内 の集落	環境整備に取り組む集落に対し、1集落当たり18,000円を上限として、ゴミ置き場や掲示板の修繕を行いました。 大月：ゴミ置き場の屋根及び周辺の波板交換工事 馬下：ゴミ置き場新設工事	 ゴミ置き場新設工事（馬下区）

⑦空き家対策事業 【新規】	通 年	地区住民一般	上海府地区でも、少子高齢化に伴い、空き家が年々増加しています。放置しておくと、倒壊や害虫の温床になるなど周辺に対する悪影響が懸念されるため、空き家の個数確認など現状を把握し、有効活用方法を検討していくことが求められています。新規事業のため、関係機関から空き家に関する調査資料等を収集し、検討した結果、次年度に各集落の空き家の状況を把握するための様式及び空き家所有者へのアンケート様式を作成しました。																																									
⑧施設・資源活用事業 【継続】	8月26日 (日)	地区住民一般	ゆきわり荘と共催で、ゆきわり荘施設内で納涼祭を開催しました。模擬店では、魚釣りゲーム、金魚すくい等の他、かき氷、焼き鳥等の食品及びお茶等の飲み物を販売しました。 また、新たに、上海府小児童によるヨサコイやじゃんけん大会も行い、あいにくの悪天候でしたが、大勢の方に来場いただきました。	食券販売枚数一覧 <table> <tr> <th>品 名</th><th>販売数</th><th>無料券</th><th>じゃん けん 大会</th><th>合計</th></tr> <tr> <td>かき氷</td><td>16</td><td>7</td><td>1</td><td>24</td></tr> <tr> <td>冷やしおしるこ</td><td>31</td><td>8</td><td>1</td><td>40</td></tr> <tr> <td>フルーツ杏仁</td><td>33</td><td>7</td><td>1</td><td>41</td></tr> <tr> <td>フランクルト</td><td>131</td><td>19</td><td>1</td><td>151</td></tr> <tr> <td>焼き鳥</td><td>83</td><td>16</td><td>1</td><td>100</td></tr> <tr> <td>飲み物</td><td>64</td><td>13</td><td>0</td><td>77</td></tr> <tr> <td>計</td><td>358</td><td>70</td><td>5</td><td>433</td></tr> </table>	品 名	販売数	無料券	じゃん けん 大会	合計	かき氷	16	7	1	24	冷やしおしるこ	31	8	1	40	フルーツ杏仁	33	7	1	41	フランクルト	131	19	1	151	焼き鳥	83	16	1	100	飲み物	64	13	0	77	計	358	70	5	433
品 名	販売数	無料券	じゃん けん 大会	合計																																								
かき氷	16	7	1	24																																								
冷やしおしるこ	31	8	1	40																																								
フルーツ杏仁	33	7	1	41																																								
フランクルト	131	19	1	151																																								
焼き鳥	83	16	1	100																																								
飲み物	64	13	0	77																																								
計	358	70	5	433																																								

2. 人とのつながりを大切にしまちづくり (地域活動部会)

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
①ふれあい大運動会 in かみかいふ (地区合同運動会) 【継続】	6月3日 (日)	住民一般 上海府小学校	上海府地区住民、上海府小学校児童が一堂に会する地区運動会を開催し、地区競技には、全集落が出場しました。昨年同様に、国歌斉唱の独唱や、協賛広告掲載を行いました。閉校記念として、バルーンリリースも行いました。	※上海府小学校共催
②上海府地区文化祭・ 芸能祭 【継続】	10月14日 (日)	住民一般 上海府小学校	企画展示では、「思い出の上海府小学校写真展」を実施しました。 また、芸能祭では、閉校記念として小学校PTA主催の「仮装ショー」が行われました。	※上海府小学校展覧会同日開催
③上海府地区敬老会 【継続】	9月16日 (日)	上海府地区在住の75歳以上の住民	114名の敬老者の方が参加しました。アトラクションは、11演目が行われ、会場の皆さんを楽しませてくれました。	※上海府地区区長会共催

④住民交流事業 【継続】	通 年	住民一般	住民が集まる機会や場を作り、住民の交流を促進しました。 ・4月14日(土) <u>スポーツ教室</u> ウェルネスむらかみから講師をお迎えし、ユニホックを行いました。13名が参加しました。 ・4/21(土) <u>かみかいふふれあい交流会</u> 総会終了後に交流会を開催しました。42名が参加しました。 ・9/1(土) <u>バーベキュー&花火大会</u> 小学校児童、PTA、教職員、地域住民50名が参加し、交流を深めました。 ・11月17日(土) <u>スポーツ教室</u> ウェルネスむらかみから講師をお迎えし、ドッチビーを行いました。18名が参加しました。	 H30 ふれあい交流会の様子 ※1 スポーツ教室：上海府地区青少年健全育成会共催 ※2 バーベキュー&花火大会：上海府小学校PTA共催
⑤小学校・地域連携活動 【継続】	①5月26日(土) ②8月25日(土) ③9月22日(土)	住民一般	①運動会前グラウンド除草作業 作業前には運動会スローガンを決める投票が行われました。約130人の参加がありました。 ②夏休み明けに向けたグラウンド除草作業 約130人の参加がありました。 ③海っ子シーサイド駅伝競走大会への協力 地域より参加選手やボランティアを募集し大会の運営に協力しました。選手とボランティアのほか、多くの住民が応援に駆けつけました。	 グラウンド除草作業の様子

⑥集落・サークル活動 支援事業 【継続】	通 年	上海府地区内 の集落	①集落活性化支援事業 集落活性化のため、集落行事や集落の各種団体が実施する行事の経費の一部を助成しました。1 集落あたり 2 回まで、1 回あたり 5,000 円を助成しました。	各集落の助成事業は以下のとおり。 岩ヶ崎：集落新年会 大月：お花見会、バーベキュー大会 間島：お花見会、ふれあいのつけ山 柏尾：公民館研修旅行 吉浦：お茶飲み会、区民ゲートボール大会 早川：ゆきわりサロン、さいの神 馬下：お花見会、お茶飲み及豚汁会
	5 月 1 1 日 (金)	砂丘短歌会 住民一般	②短歌教室吟行研修 上海府地区の短歌教室である砂丘短歌会の研修会を行いました。今後の創作活動に活かすため、シルクフラワー製作工房や光徳寺の見学等行いました。	開催経費は、参加費によって賄いました。
⑦次世代育成事業 【継続】	通 年	地区住民一般 地区在住の 青少年	地区在住の次世代を育成するため、上海府地区青少年健全育成会へ助成金を支出しました。 「上海府かわら版」11 月 15 日号、12 月 15 日号および 2 月 15 日号に育成会活動を紹介する記事を掲載しました。	
⑧かみかいふ写真 コンテスト 【継続】	9 月～10 月	住民一般 ほか	・5 回目の開催となり、54 作品の応募がありました。 今年度は、新たにテーマ部門を設けました。 ・地区文化祭芸能祭で投票を行い、308 名投票があり 5 つの入賞作品を決定しました。	

⑨郷土料理・特産物の普及広報活動 【継続】	①8月5日 (日) ②10月14日 (日)	地区住民一般	①海府ふれあい広場を会場に「海幸フェスタ 2018」を開催しました。来場者約 300 人に、サザエのつぼ焼きともずくのお味噌汁を振る舞い、地区の P R 活動を行いました。 ②地区文化祭食推試食コーナーで、たこめしを振る舞い、郷土料理を P R しました。	 海幸フェスタの様子
⑩伝統文化継承事業 【継続】	10月17日 (水)	小学生児童 地区住民一般	地区の伝統文化を次世代に継承し、伝統文化の保存および世代間交流、地区の人材育成を図るため、上海府小学生全校児童と瀬波小学校3年生の36名を対象に地区伝統の「タコだまし漁体験」を行いました。	 タコだまし漁体験の様子

⑪高齢者生活支援事業 【継続】	通 年	地区住民一般	安心して住み続けられる地域を目指し、地区の高齢者の生活を支援するため、買い物・交通手段の確保に向けた取組みを検討します。 10月31日（水）に行われた、山北まちづくり協議会の「買い物ツアー」を視察しました。事務局1名。11月20日の地域活動部会で、活動の報告を行いました。	
⑫健康ウォーク 【継続】	5月2日 （水）	地区住民一般	下渡山登山を行い、健康増進を図る目的でしたが、参加者が0人だった為、中止となりました。	
⑬スポーツ振興基金事業 【継続】	通 年	地区在住の 小学生 中学生 高校生	8/18・19に開催された少林寺拳法全国大会に間島の中学生が出場したため、激励金を贈呈しました。	

3. 老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり (理事会・役員会・各専門部会)

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
①住民への意見収集活動 【継続】	通 年	地区住民一般	来年度の事業を検討するにあたり、委員を対象に「来年度の地域全体事業アンケート」を実施しました。	
②地域住民に『まちづくり事業』についての広報を行い、浸透を図る。 【継続】	通 年	地区住民一般	①毎月発行の『上海府かわら版』を通じて、町づくり推進委員会の各種事業や集落行事など地区の話題について広報するとともに、まちづくり事業に対する理解促進を図りました。 ②町づくり推進委員会ホームページ（村上市ホームページ内）や facebook ページを活用して、地区外への情報発信を行いました。 ③町づくり推進委員会のオリジナルTシャツとポロシャツを販売し、町づくり活動や行事の際に着用され、地区一体感の醸成を図るとともに、まちづくり事業のPRに繋がっています。	

一円玉募金特別会計事業

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
募金活動	通 年	住民一般	集落公民館長さんを通じて集落単位で募金活動を行いました。 募金活動については、「上海府かわら版」1月15日号に記事を掲載し、地区住民に向けて協力を依頼しました。	
中学校へ進学する児童への記念品贈呈事業	3月 小学校お別れ会にて	上海府小学校 全校児童	上海府地区在住または上海府小学校在学者で中学校へ進学する児童に対して卒業記念品を贈る事業ですが、事業の在り方について役員会及び地域活動部会で検討を行い、閉校記念品として全校児童12名に図書カードを贈呈します。	
教育活動支援事業	通 年	—	地区内の子ども会の合同活動開催経費に対して、5,000円の助成を行いました。	 当日は、みんなでカレーを食べたそうです。
共用備品購入事業	通 年	—	当該年度内での備品購入は実施せず、翌年度へ繰り越しました。	現段階で、備品の購入予定はありませんが、必要に応じて活用します。

平成30～32年度上海府地区町づくり推進委員会実施事業評価

※「第3次 上海府地域まちづくり計画（平成30年4月21日策定）」より

基本方針	実施事業計画	実施年度			備考
		30年度	31年度	32年度	
1. 地域の環境を活かしたまちづくり	1 災害に備える事業	○			
	2 防災・防犯意識を高める活動	○			
	3 美しい環境を守る活動	○			
	4 空き家の管理・活用に向けた取組み	○			
	5 施設・土地を活用した地域活性化事業	○			
2. 人とのつながりを大切にしたまちづくり	1 地域住民の交流を深めるイベント等の開催	○			
	2 地域の人材を育成する活動	○			
	3 集落・サークルへの活動支援	○			
	4 地域への愛着を高める活動	○			
	5 食文化・伝統文化を継承する活動	○			
	6 地域外との交流を図るイベント等の開催	○			
	7 買い物・交通手段の確保に向けた取組み	○			
	8 一円玉募金活動	○			
	9 スポーツ振興基金の活用	○			
3. 老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり	1 住民の意見を収集する取組み	○			
	2 誰もが参加しやすい地域活動の検討	○			
	3 まちづくり事業の広報活動	○			

報告第2号

平成30年度上海府地区町づくり推進委員会決算報告

平成30年度上海府地区町づくり推進委員会決算について別紙のとおり報告します。

平成31年 4月20日 提 出
上海府地区町づくり推進委員会会長 片野 高義

平成31年 4月 日 承 認
上海府地区町づくり推進委員会総会議長

平成30年度 上海府地区町づくり推進委員会一般会計収支決算書

●収入の部 (単位:円)

区 分	予算額①	決算額②	比較②－①	説 明		
				内 容	備考	
1 地域まちづくり交付金	1,221,000	1,221,000	0	平成30年度地域まちづくり交付金	1,221,000	平成30年1月1日現在の人口等で積算
2 集落負担金	233,000	231,500	▲ 1,500	町づくり推進委集落負担金	115,750	1世帯250円×463世帯(4月1日現在)
				地区運動会・文化祭負担金	115,750	1世帯250円×463世帯(4月1日現在)
3 繰越金	490,718	490,718	0	平成29年度繰越金	490,718	
4 行事参加費	60,000	63,000	3,000	かみかいふふれあい交流会等参加費	63,000	かみかいふ ふれあい交流会参加費@1,500円×42人=63,000円
5 繰入金	300,000	300,600	600	地域まちづくり基金からの繰入金	300,600	地域まちづくり基金から30万円＋利息600円
6 諸収入	172,007	155,007	▲ 17,000	オリジナルTシャツ・ポロシャツ頒布代金	86,000	かみかいふTシャツ@1,500円×29枚=43,500円、 かみかいふポロシャツ@2,500円×17枚=42,500円
				ふるさと上海府の歴史頒布代金	0	
				広告協賛金	69,000	地区合同運動会プログラム広告協賛金 @3,000円×23口=69,000円(計22社)
				預金利子	7	
収入合計	2,476,725	2,461,825	▲ 14,900			

●支出の部

区 分	予算額①	決算額②	比較①－②	説 明		
				内 容		備 考
1 防災防犯対策事業費	401,000	325,448	75,552	防災対策助成事業及び避難訓練の実施 救急法講習会	325,448 0	防災用品等購入費助成
2 環境対策事業費	258,000	143,172	114,828	花いっぱい運動	49,303	花苗、肥料 ほか
				公共スペースなどの草刈り作業	43,744	草刈用混合油代
				海岸の清掃活動	14,785	取っ手付ポリ袋代
				集落内環境整備事業	35,340	掲示版等修繕資材購入費助成
				空き家対策事業	0	
3 地域活動事業費	571,000	514,492	56,508	地区合同運動会	236,550	競技参加者等景品、備品購入費 ほか
				地区文化祭・芸能祭	56,909	出品者及び出演者記念品、展示用消耗品 ほか
				地区敬老会	29,955	白布借上料、司会者謝礼、養生テープ購入 ほか
				住民交流事業	72,216	かみかいふ ふれあい交流会56,216円、育成会共催事業10,000円、バーベキュー&花火大会:6,000円
				小学校・地域連携活動	23,862	小学校グラウンド整備作業飲料(2回分)16,728円、海っ子シーサイド駅伝競走大会飲料ほか7,134円
				集落・サークル活動支援事業	65,000	集落活性化事業補助金
				次世代育成事業	30,000	平成30年度上海府地区青少年健全育成会助成金
4 地区の活性化事業費	623,000	577,789	45,211	かみかいふ写真コンテスト	32,426	入賞者賞金、賞状額ほか
				郷土料理・特産物の普及広報活動	79,309	海幸フェスタ67,937円、食推試食コーナーでの郷土料理PR事業 11,372円
				伝統文化継承事業	5,000	タコだまし漁講師謝礼
				施設・資源活用事業	80,000	納涼祭:80,000円
				オリジナルTシャツ・ポロシャツの頒布	81,054	かみかいふTシャツ及びポロシャツ製作費
				住民への意見収集活動	0	
				上海府小学校閉校記念実行委員会寄付金	300,000	上海府小学校閉校記念実行委員会への寄付
5 健康福祉事業費	8,000	1,080	6,920	高齢者生活支援事業	0	
				健康ウォーク	1,080	チラシ印刷用カラー用紙 ほか
6 組織運営費	390,000	290,920	99,080	役員報償費	48,000	会長、副会長、専門部会長 @12,000円×4名=48,000円
				集落公民館長報償費	84,000	集落公民館長 @12,000円×7名=84,000円
				監事報償費	12,000	監事 @6,000円×2名=12,000円
				事務局経費	28,236	コピー用紙、プリンターインク ほか
				備品購入費	0	
				保険料	69,148	公民館総合保険掛金及び入金手数料63,040円、生産物責任賠償保険掛金:5,000円、一跳山案内看板賠償責任保険掛金及び入金手数料:1,108円
7 新規事業対策費	1,000	0	1,000			※項目設置のため
8 予備費	224,725	0	224,725			
支出合計				2,476,725	1,852,901	623,824

※事業予算に不足が生じた場合は、報償費を除き区分間で予算流用できるものとする。

●平成30年度収支決算

収入額 2,461,825円 － 支出額 1,852,901円 ＝ 608,924円

平成30年度 上海府地区町づくり推進委員会一円玉募金特別会計収支決算書

●収入の部

(単位:円)

区 分	予算額①	決算額②	比較②-①	内 訳
1 募金	40,000	39,122	▲ 878	平成30年度一円玉募金
2 繰越金	174,452	174,452	0	平成29年度繰越金
3 諸収入	1	0	▲ 1	預金利子
収入合計	214,453	213,574	▲ 879	

●支出の部

区 分	予算額①	決算額②	比較①-②	内 訳
1 記念品贈呈事業費	22,000	31,548	▲ 9,548	小学校全校児童(12名)への記念品代 オリジナル図書カード贈呈
2 教育活動支援事業費	27,000	5,000	22,000	地区子ども会合同活動補助5,000 円
3 共用備品購入事業費	1,000	0	1,000	※項目設置のため
4 予備費	164,453	0	164,453	
支出合計	214,453	36,548	177,905	

●平成30年度収支決算

収入額 213, 574円 － 支出額 36, 548円 ＝ 177, 026円

積立金台帳

(単位:円)

積立金の名称	上海府地区スポーツ・文化振興基金				
積立の目的	上海府地域在住の小学生、中学生、高校生がスポーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場合に激励金を贈呈するため、基金の積み立てを行うもの。				
積立開始年月日	平成24年2月26日				
管理方法	普通預金（ゆうちょ銀行 吉浦郵便局）				
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	差引残高	備 考
平成24年2月26日	設置	88,363	0	88,363	
平成24年4月1日	預金利子	12	0	88,375	
平成24年10月1日	預金利子	12	0	88,387	
平成25年4月1日	預金利子	12	0	88,399	
平成25年10月1日	預金利子	12	0	88,411	
平成26年4月1日	預金利子	12	0	88,423	
平成26年5月28日	上海府小学校児童ソフトテニス全国大会出場激励金		5,000	83,423	
平成26年10月1日	預金利子	11		83,434	
平成27年4月1日	預金利子	11		83,445	
平成27年10月1日	預金利子	11		83,456	
平成27年11月26日	上海府小学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		10,000	73,456	@5,000円×2名
平成28年4月1日	預金利子	8		73,464	
平成28年7月4日	高校生(柏尾)バレーボール全国大会出場激励金		5,000	68,464	
平成28年8月18日	村上第一中学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		10,000	58,464	@5,000円×2名
平成28年12月13日	上海府小学校3・4年生児童かべ新聞コンクール県知事賞受賞御祝		10,000	48,464	@2,000円×5名
平成29年2月23日	村上第一中学校生徒(間島)ソフトテニス全国大会出場激励金		5,000	43,464	
平成29年7月6日	村上第一中学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		5,000	38,464	
平成29年7月25日	村上第一中学校児童ソフトテニス北信越大会出場激励金		5,000	33,464	
平成30年8月22日	村上第一中学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		5,000	28,464	

積立金台帳

(単位:円)

[illegible]

平成31年 4月 5日

上海府地区町づくり推進委員会
会長 片野高義 様

監 事

小野 翔 
嶋村 英和 

平成30年度上海府地区町づくり推進委員会事業・会計監査 報告書

平成30年度上海府地区町づくり推進委員会の事業実施状況及び会計事務について
下記のとおり監査を実施しましたので報告いたします。

記

1. 実施日 平成31年4月5日（金） 午前9時00分～
2. 対象年度 平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）
3. 監査事項 ①事業実施報告書の記載内容の確認
②収支関係書類確認と預金通帳との照合
4. 監査結果 監査の結果、平成30年度事業及び会計事務は適正に執行されている
ものと認めました。

以上

第1号議案

上海府地区町づくり推進委員会会則の改正について

上海府地区町づくり推進委員会会則を別紙のとおり改正したいので、承認を求めます。

平成31年 4月20日 提 出

上海府地区町づくり推進委員会会長 片野 高義

平成31年 4月 日 承 認

上海府地区町づくり推進委員会総会議長

上海府地区町づくり推進委員会会則（案）

昭和60年4月10日制定

平成9年7月22日改正

平成10年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成13年4月1日改正

平成17年4月8日改正

平成19年4月25日改正

平成24年2月26日改正

平成27年4月19日改正

平成29年4月22日改正

平成31年4月 日改正

（目的）

第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。

（事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター（村上市柏尾2812番地2）に置く。

（事業）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民生活の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他特に必要なまちづくりに関すること。

（構成員）

第5条 本会は、上海府地域に居住する者及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 専門部会長 各1人
- (4) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し総会の承認を得る。

3 専門部会長は、各専門部会員より選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専門部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は別表に定めるとおりとする。

2 代議員の任期は、1年とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、本会則に定める事項のほか、第1条の目的を達成するために必要な事項を審議し、議決する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

4 通常総会は毎年度1回開催し、臨時総会は次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 本会を構成する集落及び団体の4分の1以上から請求があった場合

5 総会の議長は、会長がこれにあたる。

6 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。

7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 会則の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員
 - (2) 上海府地域内の集落区長
 - (3) 上海府地域内の集落公民館長代表
 - (4) 消防団村上方面隊第五分団長
 - (5) 交通安全協会上海府支会長
 - (6) 海晴会代表
 - (7) 海府ふれあい広場管理運営組合代表
 - (8) 上海府地区小学校PTA代表
 - (9) 食生活改善推進委員代表
 - (10) 学識経験者等会長が委嘱する者

- 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。
 - (2) 前項第2号から第9号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。
 - (3) 前項第10号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会の構成員の過半数の出席により成立するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会の総括に関する事項
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長、副会長及び専門部会長をもって構成する。
 - 3 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
 - 4 役員会は、必要に応じてプロジェクトチームを設置して、第1項各号の検討をさせることができる。

(専門部会)

第15条 専門部会は、総会で議決した事項に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 地域活動部会
 - (2) 環境安全部会
- 2 専門部会員は、本会の構成員で構成する。
 - 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 副部会長は、専門部会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員を置き、会長が指名する者及び村上市自治振興課職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項に定める書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し、承認を受けなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

別表（第9条関係）

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
海晴会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
上海府地区小学校PTA	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

上海府地区町づくり推進委員会会則新旧対照表

新	旧
第1条～第12条（略） （理事会） 第13条 第1項（略） 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。 (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員 (2) 上海府地域内の集落区長 (3) 上海府地域内の集落公民館長代表 (4) 消防団村上方面隊第五分団長 (5) 交通安全協会上海府支会長 <u>(削除)</u> <u>(6) 海晴会代表</u> <u>(7) 海府ふれあい広場管理運営組合代表</u> <u>(8) 上海府地区小学校PTA代表</u> <u>(9) 食生活改善推進委員代表</u> <u>(10) 学識経験者等会長が委嘱する者</u> 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。 (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。 (2) 前項第2号から第<u>9</u>号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。 (3) 前項第<u>10</u>号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。 第4項（略）	第1条～第12条（略） （理事会） 第13条 第1項（略） 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。 (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員 (2) 上海府地域内の集落区長 (3) 上海府地域内の集落公民館長代表 (4) 消防団村上方面隊第五分団長 (5) 交通安全協会上海府支会長 <u>(6) 上海府地区老人クラブ会長</u> <u>(7) 海晴会代表</u> <u>(8) 海府ふれあい広場管理運営組合代表</u> <u>(9) 上海府小学校PTA会長及び副会長</u> <u>(10) 食生活改善推進委員代表</u> <u>(11) 学識経験者等会長が委嘱する者</u> 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。 (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。 (2) 前項第2号から第<u>10</u>号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。 (3) 前項第<u>11</u>号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。 第4項（略）

第14条～第21条（略）

別表（第9条関係）

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
<u>（削除）</u>	
海晴会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
<u>上海府地区小学校PTA</u>	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

第14条～第21条（略）

別表（第9条関係）

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
<u>上海府地区老人クラブ</u>	<u>1名</u>
海晴会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
<u>上海府小学校PTA</u>	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

第2号議案

平成31年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画（案）について

平成31年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画を別紙のとおり定めたいので承認を求めます。

平成31年 4月20日 提 出
上海府地区町づくり推進委員会会長 片野 高義

平成31年 4月 日 議 決
上海府地区町づくり推進委員会総会議長

平成31年度 上海府地区町づくり推進委員会事業計画（案）

1. 環境を活かしたまちづくり（環境安全部会）

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備 考
①防災対策助成事業及び避難訓練の実施 【継続】	通 年	上海府地区内の集落及び消防団、自衛団、地区住民一般	①高齢者にも配慮した災害時の避難路整備に取り組む集落に対して、資材や用具の購入費を助成します。 ②避難の際に資する用具や備品を購入する集落に対して、購入費を助成します。 ③1集落当たりの助成額は、45,000円を限度とします。 ④市防災訓練の際に、防災対策助成事業を活用して整備した、避難路や避難用具を使用して訓練を行います。	
②救急法講習会 【継続】	通 年	地区住民一般	講習会の開催を希望する集落へ出向き、応急手当を中心とした講習会を開催します。 講師は消防署に依頼します。	・多くの方が受講できるよう、開催時期等を検討します。 ・住民の要望や想定される災害に合わせて内容の検討も行います。

③花いっぱい運動 【継続】	通 年	上海府地区内の集落 公共施設	地区の環境美化や景観向上のため、道路脇花壇への植栽や公共スペースへの花プランター設置に取り組む集落や公共施設に対して花苗や肥料などを支給します。	花の水やり、プランターの設置や撤去など維持管理が負担となっているので、その軽減策を講じる必要があります。
④公共スペースなどの草刈り作業 【継続】	通 年	上海府地区内の集落	地区の環境美化や景観向上のため、道路や公園など公共スペースの草刈り作業に集落単位で取り組みます。 また、作業をする集落に対しては、草刈機用の混合油など必要な物品を支給するなど、支援を行います。	①道路等で作業を行う場合は、作業従事者の安全対策を十分に図ってください。 ②万一、作業に伴い第三者の物を破損した場合や、第三者にケガをさせた場合の保険（補償）を各集落において手当てしておく必要があります。
⑤海岸の清掃活動 【継続】	通 年	上海府地区内の集落ほか	地区の環境美化や景観向上のため、集落単位で海岸清掃に取り組みます。作業をする集落に対しては、清掃に必要な物品を支給するなど、支援を行います。	

⑥集落内環境整備事業 【継続】	通 年	上海府地区内の集落	集落内の環境整備に取り組む集落に対して、購入費等を助成するものです。 ①集落内のゴミ置き場を新設または修繕する集落に対して、その費用を助成します。また、ゴミ置き場用として、ゴミバケツを購入する集落に対して購入費を助成します。 ②集落内の掲示板を修繕する集落に対して、修繕費を助成します。 ③1集落当たりの助成額は、合計で18,000円を限度とします。	
⑦空き家対策事業 【継続】	通 年	地区住民一般	上海府地区でも、少子高齢化に伴い、空き家が年々増加しています。 放置しておくと、倒壊や害虫の温床になるなど周辺に対する悪影響が懸念されます。 このため、空き家の個数確認など現状を把握し、有効活用方法を検討します。	・各集落から、空き家の状況を報告してもらい、これを基に、所有者等へのアンケート調査を実施し、空き家の有効活用への方策を検討します。
⑧施設・資源活用事業 【継続】	8月～9月	地区住民一般	納涼祭（模擬店による飲食、ゲーム、販売、カラオケ等）を開催します。また、今年度もゆきわり荘との共催を目指し協議します。	・模擬店の運営方法やスタッフの役割分担等を検討します。

2. 人とのつながりを大切にしまちづくり（地域活動部会）

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備考
①ふれあい大運動会 in かみかいふ (地区運動会) 【継続】	①5月25日 (土) 予備日 5月26日 (日) ②6月2日 (日)	住民一般	①地区運動会に向けて、グラウンドの草刈りを行います。 ②上海府地区住民が一堂に会する地区運動会を開催します。 地区住民がグラウンド除草作業と、運動会を通して交流を深めます。	
②上海府地区文化祭 【継続】	10月20日 (日)	住民一般	≪主な内容(案)≫ ①住民、小学校児童、保育園児の作品展示 ②企画展示、かみかいふ写真コンテスト ③地区食推の試食コーナー	・瀬波保育園と瀬波小学校に協力を依頼し、瀬波保育園園児と瀬波小学校児童の作品も展示します。 ・芸能祭は行いません。

③上海府地区敬老会 【継続】	9月14日 (土)	上海府地区在住の75歳以上の住民	上海府地区区長会と共催で開催します。 米寿該当者へ祝い状と記念品の贈呈のほか、アトラクションを観覧しながらの会食を行います。	
④住民交流事業 【継続】	通 年	住民一般	住民が集まる機会や場を作り、住民の交流を促進します。新たな試みとして「秋のふれあい交流会」を実施し、地域おこし協力隊の臥牛山隊員とちゃんこ鍋を作ります。	【開催予定事業】 ・4/20(土)かみかいふふれあい交流会 ・11/16日(土)秋のふれあい交流会 ・5月及び11月スポーツ教室（上海府地区青少年健全育成会共催）
⑤集落・サークル活動支援事業 【継続】	通 年	上海府地区内の集落	①集落活性化支援事業 集落活性化のため、集落行事や集落の各種団体が実施する行事の経費の一部を助成します。1集落あたり2回まで、1回あたり5,000円を助成します。	
	未定	砂丘短歌会 住民一般	②短歌教室吟行研修 上海府地区の短歌教室である砂丘短歌会の研修会を行います。なお、事業実施に要する経費は参加費から支出します。	この事業は旧上海府地区公民館から引き継いだものです。

⑥次世代育成事業 【継続】	通 年	地区住民一般 地区在住の 青少年	地区在住の次世代を育成するため、上海府地区青少年健全育成会への支援を行います。	
⑦かみかいふ写真 コンテスト 【継続】	9 月～10 月	住民一般 ほか	・地区の自然景観や行事、名勝旧跡などを題材とした写真を広く地区内外から募集して写真コンテストを開催します。 ・地区文化祭で出品作品を展示し、来場者の投票および審査員の選考により入賞作品を決定します。入賞者には、賞金（品）を贈呈して表彰します。 ・出品作品は、上海府地区のPRなどに活用します。	・地区住民が地域の良さを感じる機会となるよう努めます。 ・応募要件の見直しを行い、応募しやすいコンテストを目指します。
⑧郷土料理・特産物の 普及広報活動 【継続】	①未定 ②10月20日 （日）	地区住民一般	①海府ふれあい広場を利用して、上海府の特産物をふるまうイベントを開催します。 ②食生活改善推進委員の皆さんに協力をお願いし、文化祭にて郷土料理の試食品を提供します。	

⑨伝統文化継承事業 【継続】	9月25日 (水) 予備日 9月30日 (月)	地区在住の 小学生 地区住民一般	地区の伝統文化を次世代に継承し、伝統文化の保存および世代間交流、地区の人材育成を図ります。	依頼に応じて、瀬波小学校児童を対象に地区伝統の「タコだまし漁体験」を行います。
⑩高齢者生活支援事業 【継続】	通 年	地区住民一般	安心して住み続けられる地域を目指し、地区の高齢者の生活を支援するため、買い物・交通手段の確保に向けた取組みを検討します。	
⑪スポーツ振興基金事業 【継続】	通 年	地区在住の 小学生 中学生 高校生	上海府地区在住の小学生、中学生、高校生がスポーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場合に、基金を活用して激励金を贈呈します。	

3. 老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり（理事会・役員会・各専門部会）

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備考
①住民への意見収集活動 【継続】	通 年	地区住民一般	・住民が参加しやすい事業にするための方法等を検討します。 ・上海府かわら版を活用して、住民の意見を募集し、掲載します。	・地区内の組織や行事等の情報を集め、現状の把握を行います。
②地域住民に『まちづくり事業』についての広報を行い、浸透を図る。 【継続】	通 年	地区住民一般	①毎月発行の『上海府かわら版』を通じて、町づくり推進委員会の各種事業や集落行事など地区の話題について広報するとともに、まちづくり事業に対する理解促進を図ります。 ②町づくり推進委員会ホームページ（村上市ホームページ内）や facebook ページを活用して、地区外への情報発信を行います。 ③町づくり推進委員会のオリジナルTシャツおよびオリジナルポロシャツを作成し、地区の一体感の醸成を図るとともに、まちづくり事業のPRを行います。	・かわら版に地区内のサークルや団体などの活躍や作品を掲載することで、活動をバックアップしていきます。また、集落の行事も紙面で紹介していきます。

一円玉募金特別会計事業

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備考
募金活動	通 年	住民一般	集落単位で募金活動を行い、集まった募金を地区内の防災、防犯対策、地区行事等で使用する備品の購入、その他地区の福祉向上に活用します。	・住民の皆さんが無理のない範囲で取り組めるよう配慮します。 ・募金の活用方法には集落や関係機関の要望、意見を十分勘案して決定します。また、募金の使途や活用実績については、かわら版等で住民の皆さんにお知らせします。
教育活動支援事業	通 年	地区在住小学生	上海府地区の子ども達の教育活動に関する経費を助成します。(年1回、参加児童ひとりあたり 500 円)	
共用備品購入事業	通 年	—	募金を利用して、地域の行事等で必要な共用備品の購入に充てます。	

第3号議案

平成31年度上海府地区町づくり推進委員会予算（案）について

平成31年度上海府地区町づくり推進委員会予算を別紙のとおり定めたいので、承認を求めます。

平成31年 4月20日 提 出
上海府地区町づくり推進委員会会長 片野 高義

平成31年 4月 日 議 決
上海府地区町づくり推進委員会総会議長

平成31年度 上海府地区町づくり推進委員会一般会計収支予算書(案)

●収入の部 (単位:円)

区 分	予算額①	前年度予算額②	比較①－②	説 明		
				内 容	予算額	備 考
1 地域まちづくり交付金	1,221,000	1,221,000	0	平成31年度地域まちづくり交付金	1,221,000	平成31年1月1日現在の人口等で積算
2 集落負担金	224,500	233,000	▲ 8,500	町づくり推進委集落負担金	112,250	1世帯250円×449世帯(3月1日現在)
				地区運動会・文化祭負担金	112,250	1世帯250円×449世帯(3月1日現在)
3 繰越金	608,924	490,718	118,206	平成30年度繰越金	608,924	
4 行事参加費	60,000	60,000	0	かみかいふふれあい交流会等参加費	60,000	かみかいふふれあい交流会参加費@1,500円×40人=60,000円
× 繰入金	0	300,000	▲ 300,000		0	
5 諸収入	142,007	172,007	▲ 30,000	オリジナルTシャツ・ポロシャツ頒布代金	80,000	かみかいふTシャツ@1,500円×20枚=30,000円、 かみかいふポロシャツ@2,500円×20枚=50,000円
				ふるさと上海府の歴史頒布代金	2,000	
				広告協賛金	60,000	地区合同運動会プログラム広告協賛金 @3,000円×20社=60,000円
				預金利子	7	預金利子
収入合計	2,256,431	2,476,725	▲ 220,294			

●支出の部

区 分	予算額①	前年度予算額②	比較①－②	説 明		
				内 容	予算額	備 考
1 防災防犯対策事業費	361,000	401,000	▲ 40,000	防災対策助成事業及び避難訓練の実施	360,000	防災用品等購入費助成(@45,000円×8集落)
				救急法講習会	1,000	講習会チラシ用紙代 ほか
2 環境対策事業費	304,000	258,000	46,000	花いっぱい運動	50,000	花苗、肥料 ほか
				公共スペースなどの草刈り作業	45,000	草刈用混合油代
				海岸の清掃活動	15,000	取っ手付ポリ袋代
				集落内環境整備事業	144,000	掲示版等修繕資材購入費助成(@18,000円×8集落)
				空き家対策事業	50,000	各種調査経費 ほか
3 地域活動事業費	510,000	571,000	▲ 61,000	地区合同運動会	190,000	競技参加者等景品、備品購入費 ほか
				地区文化祭	70,000	出品者記念品、展示用消耗品 ほか
				地区敬老会	40,000	白布借上料、司会者謝礼、養生テープ購入 ほか
				住民交流事業	100,000	かみかいふふれあい交流会60,000円、秋のふれあい 交流会30,000円、育成会共催事業10,000円
				集落・サークル活動支援事業	80,000	集落活性化事業補助金(@5,000円×8集落×2回)
				次世代育成事業	30,000	平成31年度上海府地区青少年健全育成会助成金
4 地区の活性化事業費	293,000	623,000	▲ 330,000	かみかいふ写真コンテスト	33,000	入賞者賞金、賞状額ほか
				郷土料理・特産物の普及広報活動	80,000	海幸フェスタ60,000円、食推試食コーナーでの郷土料理PR事業 20,000円
				伝統文化継承事業	10,000	タコだまし漁講師謝礼
				施設・資源活用事業	80,000	納涼祭:80,000円
				オリジナルTシャツ・ポロシャツの頒布	80,000	かみかいふTシャツ及びポロシャツ製作費
				住民への意見収集活動	10,000	意見交換会開催経費 ほか
5 健康福祉事業費	6,000	8,000	▲ 2,000	高齢者生活支援事業	6,000	各種調査経費 ほか
6 組織運営費	451,000	390,000	61,000	役員報償費	48,000	会長、副会長、専門部会長 @12,000円×4名=48,000円
				集落公民館長報償費	96,000	集落公民館長 @12,000円×8名=96,000円
				監事報償費	12,000	監事 @6,000円×2名=12,000円
				事務局経費	45,000	コピー用紙、プリンターインク ほか
				通信費	60,000	切手代(会議資料、案内文書等の郵送料)
				備品購入費	50,000	事業備品等の購入費
				保険料	70,000	公民館総合保険掛金及び入金手数料64,000円、 生産物責任賠償保険掛金:5,000円、一跳山案内看板 保険掛金:1,000円
7 新規事業対策費	1,000	1,000	0			※項目設置のため
8 予備費	330,431	224,725	105,706			
支出合計	2,256,431	2,476,725	▲ 220,294			

※事業予算に不足が生じた場合は、報償費を除き区分間で予算流用できるものとする。

平成31年度 上海府地区町づくり推進委員会一円玉募金特別会計収支予算書(案)

●収入の部

(単位:円)

区 分	予算額①	前年度予算額②	比較①－②	内 訳
1 募金	40,000	40,000	0	平成31年度一円玉募金
2 繰越金	177,026	174,452	2,574	平成30年度繰越金
3 諸収入	1	1	0	預金利子
収入合計	217,027	214,453	2,574	

●支出の部

区 分	予算額①	前年度予算額②	比較①－②	内 訳
× 記念品贈呈事業費	0	22,000	▲ 22,000	
1 教育活動支援事業費	6,000	27,000	▲ 21,000	地区子ども会合同活動補助 (500円×地区在住小学生12名)
2 共用備品購入事業費	1,000	1,000	0	※項目設置のため
3 予備費	210,027	164,453	45,574	
支出合計	217,027	214,453	2,574	

平成31年度 上海府地区町づくり推進委員会役員・理事等名簿

会 長 片野 高義
副会長 菅原 豊

監 事 小野 好昭
嶋村 英和

- 役員・正副部長任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日まで
- 集落公民館長代表（理事）は、1年交代で各集落持ち回り。（岩ヶ崎→馬下）※H31大月（敬称略）

	役職	氏名	所属部会	選出区分等	
1	副部長・理事	瀬賀 秀雄	地域活動部会	岩ヶ崎集落	区長
2	理 事	長 茂樹	地域活動部会	大月集落	区長
3	部長・理事	佐藤 和久	地域活動部会	野潟集落	区長
4	副部長・理事	五十嵐 徹	環境安全部会	間島集落	区長
5	監事・理事	小野 好昭	地域活動部会	柏尾集落	区長
6	会 長	片野 高義	地域活動部会・環境安全部会	吉浦集落	区長
7	監事・理事	嶋村 英和	環境安全部会	早川集落	区長
8	理 事	稲葉 彰仁	環境安全部会	馬下集落	区長
9	部長・理事	佐藤 純一	地域活動部会・環境安全部会	消防団村上方面隊第五分団	分団長
10	理 事	佐藤 誠二	環境安全部会	交通安全協会上海府支会	支会長
11	理 事	太田 静雄	環境安全部会	海晴会	副会長
12	理 事	小野 正晴	環境安全部会	海府ふれあい広場管理運営組合	事務局長
13	理 事	相馬 奈央子	環境安全部会	上海府地区小学校PTA	代表
14	理 事	太田 月子	地域活動部会	食生活改善推進員	代表
15	理 事	相馬 和子	地域活動部会	学識経験者等	
16	理 事	横山 千章	環境安全部会		消防団副方面隊長
17	理 事	佐藤 和彦	環境安全部会		
18	理 事	瀬賀 徹	環境安全部会		
19		須貝 秋二	地域活動部会	岩ヶ崎集落公民館	館長
20	部長・理事	佐藤 純一	地域活動部会・環境安全部会	大月集落公民館	館長
21	副会長	菅原 豊	地域活動部会	野潟集落公民館	館長
22		本間 恵	地域活動部会	間島集落公民館	館長
23		佐藤 茂	地域活動部会	柏尾集落公民館	館長
24		小田 一美	地域活動部会	吉浦集落公民館	館長
25		長谷部 秀実	地域活動部会	早川集落公民館	館長
26		井上 昭平	地域活動部会	馬下集落公民館	館長
27	事務局	宮本 一則		自治振興課	
28	事務局	佐藤 美紀		自治振興課	

上海府地区町づくり推進委員会会則

昭和60年4月10日制定
平成9年7月22日改正
平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成13年4月1日改正
平成17年4月8日改正
平成19年4月25日改正
平成24年2月26日改正
平成27年4月19日改正
平成29年4月22日改正

(目的)

第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター(村上市柏尾2812番地2)に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民生活の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他特に必要なまちづくりに関すること。

(構成員)

第5条 本会は、上海府地域に居住する者及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 専門部会長 各1人
- (4) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し総会の承認を得る。

3 専門部会長は、各専門部会員より選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専門部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は別表に定めるとおりとする。

2 代議員の任期は、1年とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、本会則に定める事項のほか、第1条の目的を達成するために必要な事項を審議し、議決する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

4 通常総会は毎年度1回開催し、臨時総会は次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 本会を構成する集落及び団体の4分の1以上から請求があった場合

5 総会の議長は、会長がこれにあたる。

6 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。

7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 会則の制定及び改正に関する事。
- (3) 会長、副会長及び監事の承認に関する事。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事。
- (5) その他重要事項に関する事。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員
 - (2) 上海府地域内の集落区長
 - (3) 上海府地域内の集落公民館長代表
 - (4) 消防団村上方面隊第五分団長
 - (5) 交通安全協会上海府支会長
 - (6) 上海府地区老人クラブ会長
 - (7) 海晴会代表
 - (8) 海府ふれあい広場管理運営組合代表
 - (9) 上海府小学校PTA会長及び副会長
 - (10) 食生活改善推進委員代表
 - (11) 学識経験者等会長が委嘱する者

- 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。
 - (2) 前項第2号から第10号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。
 - (3) 前項第11号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会の構成員の過半数の出席により成立するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会の総括に関する事項
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長、副会長及び専門部会長をもって構成する。
 - 3 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
 - 4 役員会は、必要に応じてプロジェクトチームを設置して、第1項各号の検討をさせることができる。

(専門部会)

第15条 専門部会は、総会で議決した事項に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 地域活動部会
 - (2) 環境安全部会
- 2 専門部会員は、本会の構成員で構成する。
 - 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 副部会長は、専門部会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員を置き、会長が指名する者及び村上市自治振興課職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項に定める書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し、承認を受けなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

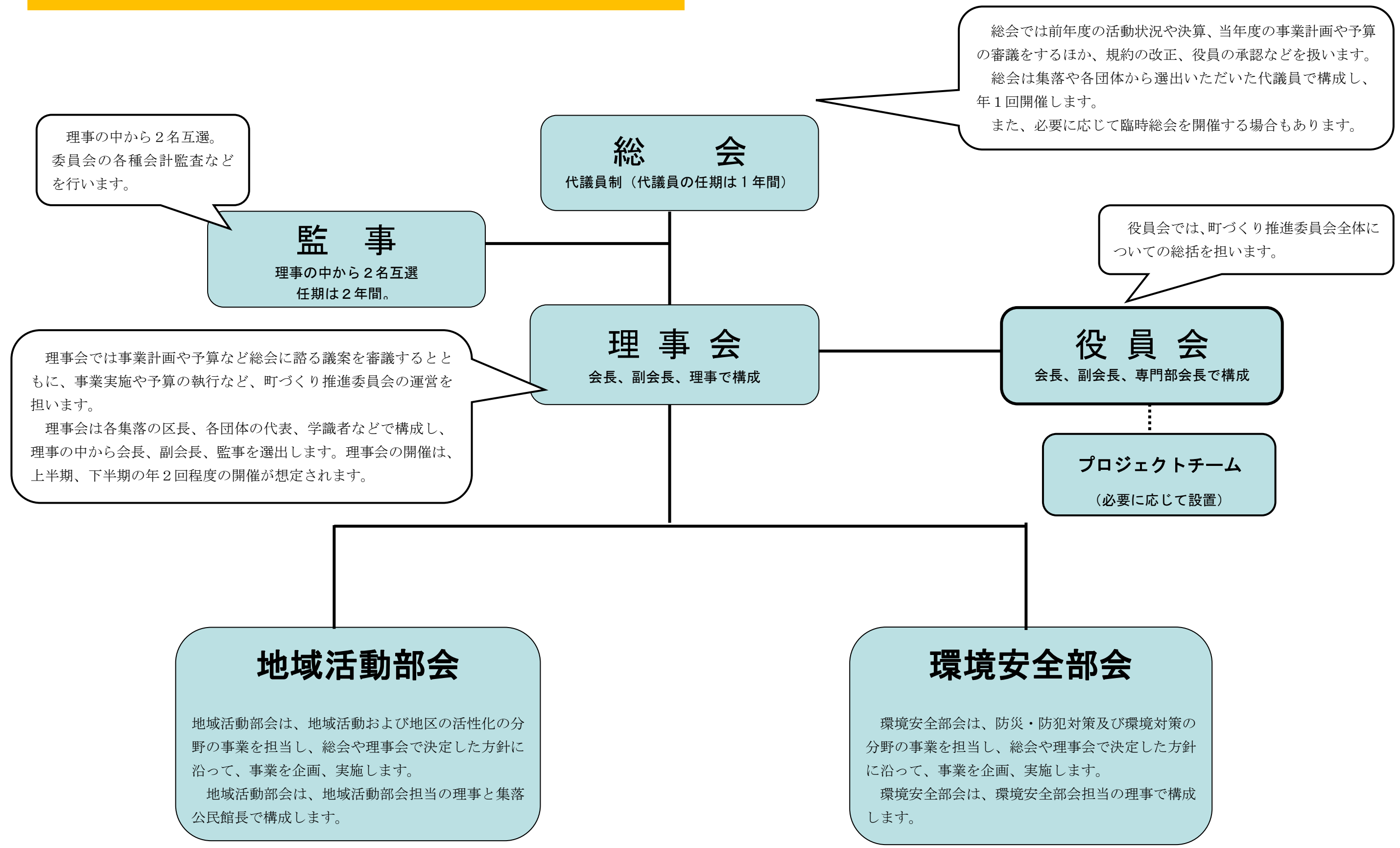
(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

別表（第9条関係）

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
上海府地区老人クラブ	1名
海晴会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
上海府小学校PTA	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

上海府地区町づくり推進委員会 組織図



第3次 上海府地域まちづくり計画

～より良い上海府^{ふるさと}づくりをめざして～



平成30年4月

上海府地区町づくり推進委員会

1. 地勢・特色

南北に縦貫する国道345号沿線に所在する8つの集落からなる上海府地域は、雄大な日本海と緑深い山々に囲まれた自然豊かな地域です。

日本海に沈む美しい夕日や雄々しい冬の荒波など、時季によって表情を変える上海府地域の景観は豊かな自然の象徴であり、四季を通して海の幸や山の幸に恵まれ、清流から注がれる川水は新鮮な農作物を私たちにもたらしてくれます。

一年を通して多くの釣り客が訪れ、夏には沢山の海水浴客で賑わっています。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しておりますが、上海府地域は過去に大きな災害に見舞われたことはなく、震源が至近であった新潟地震においても倒壊家屋などはありませんでした。また、豪雪地帯で知られる新潟にあって、この上海府地域は比較的気候が温暖で降雪が少なく、夏場はさわやかな海風に包まれる大変住みやすい環境にあります。

これら豊かな自然環境と恵まれた住環境の中で暮らす人々は皆温和で協調性が高く、「地域の繋がり」や「地域住民の絆」、「互助」を大切に活動しています。上海府小学校と地域が合同で実施する「運動会」「文化祭・芸能祭」、「敬老会」など地域全体の活動や、各集落単位における運動会や芸能祭、地域の茶の間、海岸清掃などの住民活動にはほぼすべてが参加しています。

（上海府地区の現況） ※平成29年4月1日現在

■人口：1,119人

■世帯数：474世帯

■上海府地域の世代別人口と人口に占める割合

- | | |
|------------------|--------------|
| ・年少人口（15歳未満） | 57人（5.09%） |
| ・生産年齢人口（15歳～64歳） | 439人（39.23%） |
| ・高齢者人口（65歳以上） | 623人（55.67%） |

2. 課題

自然・住環境に恵まれている上海府地域にあっても少子高齢化の進行による人口減少は深刻であり、住民活動や日々の生活に多くの課題を抱えております。

耕作後継者がいなくなった田畑は荒地化が進み、里山の整備不足により猿や熊などの有害鳥獣による被害が増えたことに加え、ゴミの不法投棄などの人為的な自然環境の損壊が課題にあります。

また、以前より就職や進学を機に転出した若者たちが地域に戻ってこない状況が続いており、若者の数は年々減少しています。現在、地域活動は50～70代を中心に行われており、将来に渡って維持するためには若い世代の参加が必要です。そのため、若者や子育て世代の地域定着が課題となっています。加えて、高齢者の割合が著しく増加していることから、買い物確保や交通手段の確保など、高齢者の日常生活支援が課題にあるとともに、災害等、緊急時の支援も課題にあります。

そして、地域文化・風習の伝承における地域の担い手不足は、集落行事の運営や共同作業の実施に影響してきており、人材の確保が大きな課題となっています。

総じて、地域で助け合える関係や環境を維持し、高齢となっても安心して住み続けられる地域づくりが求められています。

これらの課題に取り組み、より良い上海府地域を目指すため、以下のとおり『上海府地域まちづくり計画』を定めます。

3. まちづくりの基本方針

(目標年度：平成32年度)

- ①地域の環境を活かしたまちづくり
- ②人とのつながりを大切にするまちづくり
- ③老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり

4.取り組みの方向性

(計画年度 平成30年度～平成32年度)

基本方針	取り組みの方向性
①地域の環境を活かしたまちづくり	・防災、防犯活動の推進 ・豊かな自然と共生する快適な環境づくり ・空き家対策 ・地域にある施設、土地の有効活用
②人とのつながりを大切にしたまちづくり	・地域活動を通じた住民相互の交流促進 ・小学校と地域の連携 ・次世代の地域の担い手となる人材の育成 ・地域の資源を活用した地域外との交流人口の拡大 ・地域の食文化、伝統文化の継承 ・高齢になっても安心して暮らせるような高齢者の生活支援 ・住民同士の互助の促進を図る
③老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり	・世代、性別を問わない住民ニーズの把握 ・地域住民の交流意識の醸成 ・まちづくり事業の理解促進

5.事業実施計画

(計画年度 平成30年度～平成32年度)

基本方針	事業名	30年度	31年度	32年度
①地域の 環境を 活かした まちづくり	1 災害に備える事業	○	○	○
	2 防災・防犯意識を高める活動	○	○	○
	3 美しい環境を守る活動	○	○	○
	4 空き家の管理・活用に向けた取組み	○	○	○
	5 施設・土地を活用した地域活性化事業	○	○	○
②人との つながりを 大切にした まちづくり	1 地域住民の交流を深めるイベント等の開催	○	○	○
	2 地域の人材を育成する活動	○	○	○
	3 集落・サークルへの活動支援	○	○	○
	4 地域への愛着を高める活動	○	○	○
	5 食文化・伝統文化を継承する活動	○	○	○
	6 地域外との交流を図るイベント等の開催	○	○	○
	7 買い物・交通手段の確保に向けた取組み	○	○	○
	8 一円玉募金活動	○	○	○
	9 スポーツ振興基金の活用	○	○	○
③老若男女 問わず、 広く意見を 取り入れる まちづくり	1 住民の意見を収集する取組み	○	○	○
	2 誰もが参加しやすい地域活動の検討	○	○	○
	3 まちづくり事業の広報活動	○	○	○

6.計画の見直しについて

『上海府地域まちづくり計画』は、上海府地域を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、3年ごとに内容の見直しを行い、常に時代の潮流や地域の実情に合った計画となるようにします。